

悪質商法から高齢者を守る なごや見守り情報 第21号

呉服次々販売
トラブル

展示会で執拗に呉服を買うように勧められ、次々と高額な呉服を契約させられる高齢者が、依然後を絶ちません！

事例

近所の知人に誘われて呉服の展示会に出かけ、強引に勧誘されて呉服の契約をした。毎月呉服店に支払いに行くたびに次々と着物などを勧められ、最初は断ったものの、断りきれずに6年間にわたって、10枚以上、総額800万円もの契約をした。支払えないので返品したい。

アドバイス

- ・この事例のように、自分の意思で展示会に出向いて契約した場合は、クーリング・オフの対象外となりますが、勧誘や契約の状況によっては訪問販売に該当し、クーリング・オフや過量販売の解除を求めることができます。
- ※過量販売とは、日常生活において通常必要とされる量を著しく超える商品を販売することをいいます。
- ・相談者が着物はいらないと断っているのに、販売員が強引に勧誘して契約をさせているので、消費者契約法による契約の取消しが認められる場合があります。
- ・このような場合には、消費生活センターに相談しましょう！

被害にあわないために

- 展示会などでは雰囲気にもまれて不要な契約をしないように、きっぱり断る勇気を持ちましょう。
- 判断能力の不十分な高齢者は狙われやすいので、周りの方々の見守りが大切です。場合によっては、成年後見制度を利用することも検討しましょう。



わからな
とは、センター
に聞いてね。

名古屋市消費生活センター

名古屋市中区栄一丁目23番13号 伏見ライフプラザ11階

平日 TEL052-222-9671

土・日 TEL052-222-9690

・祝日年末年始を除く

相談受付時間 午前9時から午後4時15分

(土・日は電話相談のみ)